

「第4期佐伯市地域福祉活動計画(案)」新旧対照表

新	旧
<p> <<p50>> ・前回会議資料より文章を一部削除 ～第5章 地域福祉活動計画～ 基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進 (6)多分野・多職種・多機関協働支援の推進 ②権利擁護支援の推進 市社協では、従来から実施してきた「日常生活自立支援事業」を引き続き推進するとともに、令和3年7月に開設した「佐伯市成年後見支援センター」を適正に運営し、自分一人で様々な判断をすることに不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した支援を進めます。 </p>	<p> <<p50>> ～第5章 地域福祉活動計画～ 基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進 (6)多分野・多職種・多機関協働支援の推進 ②権利擁護支援の推進 市社協では、従来から実施してきた「日常生活自立支援事業」を引き続き推進するとともに、令和3年7月に開設した「佐伯市成年後見支援センター」を適正に運営し、<u>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など</u>で、自分一人で様々な判断をすることに不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した支援を進めます。 </p>